



京労発基 0806 第 1 号
平成 30 年 8 月 6 日

建設業労働災害防止協会 京都府支部 支部長 殿

京都労働局長



8 月における労働者の熱中症予防の取組について

平素は、安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別のご配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 3 月 13 日付京労発基 0313 第 4 号「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成 30 年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等の取組に御協力頂いているところですが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長することが決定されました。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にあります。

これらの状況等を踏まえ、厚生労働省では、8 月も引き続き、実施要綱に定める 7 月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、特に、記録的な猛暑を踏まえ、「WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断等の徹底」や「異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する」など、状況に応じた対応の徹底が図られるよう周知啓発等に取り組むこととします。

つきましては、貴会におかれましても、実情に応じ周知啓発にご協力頂くとともに、会員事業者等において熱中症対策が確実に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

担当部署	京都労働局労働基準部健康安全課
担当官	主任地方労働衛生専門官 藤本
連絡先	TEL075-241-3216 Fax 075-241-3219